

議事録

1 会議名称

平成27年度第4回滝沢市行政情報公開・個人情報保護運営審議会

2 開催日時

平成28年1月29日（金） 午前10時から午前10時30分まで

3 開催場所

滝沢市役所3階庁議室

4 出席者

(1) 委員

松下壽夫

高橋耕

石堂淳

内田浩

安保和子

(2) 事務局

長嶺敏彦

関村和史

千葉雄太

佐藤克也

5 議事

諮問第1号 行政不服審査法等の施行に伴う滝沢市行政情報公開条例の一部改正案について

諮問第2号 行政不服審査法等の施行に伴う滝沢市個人情報保護条例の一部改正案について

6 会議状況（要点記録）

事務局：（開会）

会長：それでは、議事を進めさせていただきます。本日の議事は、諮問が2件となっております。では、「諮問第1号 行政不服審査法等の施行に伴う滝沢市行政情報公開条例の一部改正案について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：（別添資料により説明）

会長：それでは、質疑に入ります。何かございませんか。

委員：今回の改正は、法改正に基づいたものですか。

総務課：情報公開・個人情報保護審査会設置法、行政機関の保有する情報の公開に関

する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が改正となつており、条例を改正しました。

委 員：滝沢市行政情報公開条例（案）第11条の2の審理員による審理手続に関する規定の適用除外について、その根拠について説明をお願いします。

総務課：行政不服審査法等の施行で審理員による審理手続、第三者機関への諮問手続の導入については前提であるが、もともとの、情報公開・個人情報保護審査会設置法、行政機関の保有する情報の公開に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律においては、既存の審査機関を維持するとされています。

市町村についても行政不服審査法の中で、条例において審理員の適用除外について規定すれば、国と同様に既存の審査機関を維持することができるという解釈ですので、行政情報の不服審査会については第三者機関である委員のみなさんに来ていただいて公平性が担保されていることから、既存の審査機関を維持することとしました。

委 員：第19条の4について当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする、とありますが、具体的に説明をお願いします。

総務課：国の規定しているとおりの表現で非常に分かりづらいですが、審査請求人、参加人、実施機関である処分庁の3つを含めて、審査請求人等と定義しています。審査請求人から資料の提出があった場合、参加人と処分庁に資料を送付し、反対に参加人から資料の提出があった場合は、審査請求人、処分庁に対して、公平にみなさんに資料を配られるようにすると、新たに規定されたということです。

委 員：結局は行政不服審査法等の施行に伴って、条例を改正したということでよろしいですか。

総務課：はい。滝沢市行政不服審査法施行条例では行政不服審査会の設置と手数料に関して制定予定です。

会 長：ほかにございませんか。ないようですので、諮問第1号のとおり承認してよろしいでしょうか。

委 員：（異議なし）

会 長：それでは、諮問第1号のとおり承認することとします。

会 長：つづきまして、「諮問第2号 行政不服審査法等の施行に伴う滝沢市個人情報保護条例の一部改正案について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：（別添資料により説明）

会 長：それでは、質疑に入ります。何かございませんか。

委 員：行政不服審査法等の施行に伴い、条例を改正したのですか。これで全部ですか。

総務課：今回の改正の範囲では全部です。

委 員：個人情報保護法の改正に伴う条例の改正は検討していますか。

総務課：個人情報保護法も行政不服審査法等の施行の関係で改正があり、今回の条例改正案と同様に改正しています。

委員：個人情報の定義が変わるみたいですね。

総務課：今回の改正には影響はありません。

会長：ほかにございませんか。ないようですので、諮問第2号のとおり承認してよろしいでしょうか。

委員：（異議なし）

会長：それでは、諮問第2号のとおり承認することとします。

会長：本日の議事は、終了しました。その他、委員の皆様又は事務局から何かございますか。

事務局：前回審議会時にお話しました、行政不服審査法等の改正に伴う、行政不服審査会の設置について、行政不服審査会の委員を情報公開不服審査委員の5名の方々にお願いしたいと思っております。つきまして本審議会閉会後にこちらの説明をさせていただきたいと思っております。事務局からは、以上です。

会長：それでは、本日の会議はこれまでといたします。

事務局：（閉会）

7 会議資料

・ 諒問第1号「行政不服審査法等の施行に伴う滝沢市行政情報公開条例の一部改正案について」

・ 諒問第2号「行政不服審査法等の施行に伴う滝沢市個人情報保護条例の一部改正案について」

諮問第1号

行政不服審査法等の施行に伴う滝沢市行政情報公開条例の一部改正案について

行政不服審査法等の施行に伴う滝沢市行政情報公開条例の一部改正をすることについて、
、次のとおり滝沢市行政情報公開・個人情報保護運営審議会の意見を求めるものとする。

平成28年1月29日提出

滝沢市長 柳 村 典 秀

行政不服審査法等の施行に伴う滝沢市行政情報公開条例の一部改正案

(別紙)

滝沢市行政情報公開条例の一部改正（案）

滝沢市行政情報公開条例（平成9年滝沢村条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号を次のように改める。

(2) 実施機関 市長、教育委員会、議会、監査委員、農業委員会、選挙管理委員会、固定資産評価審査委員会及び上下水道事業管理者の権限を行う市長をいう。

第9条第1項第7号中「水道事業管理者」を「上下水道事業管理者の権限を行う市長」に改める。

第11条の見出しを「（審査請求）」に改め、同条中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第11条の次に次の1条を加える。

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第11条の2 第7条第1項の規定による公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法第9条第1項の規定は、適用しない。

第12条の見出しを「（不服審査会への諮問）」に改め、同条第1項を次のように改める。

第7条第1項の規定による公開決定等又は公開請求に係る不作為について審査請求があつたときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、不服審査会（第15条に規定する不服審査会をいう。同条を除き、以下同じ。）に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政情報の全部を公開することとする場合（当該行政情報の公開について、第三者から反対の意思を表明されている場合を除く。）

第12条第2項中「前項」を「第1項」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定又は」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

第15条中「（以下「不服審査会」という。）」を削る。

第19条を次のように改める。

（不服審査会の調査権限）

第19条 不服審査会は、審査請求に係る事件に關し、審査請求人、参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。次条第2項において同じ。）又は実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めるここと、適當と認める者にその知っている事實を陳述させ又は鑑定を求めるこことその他必要な調査をすることができる。

第19条の次に次の3条を加える。

（意見の陳述）

第19条の2 不服審査会は、審査請求人等から申立てがあつたときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機會を与えなければならない。ただし、不服審査会が、その必

要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、不服審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第19条の3 審査請求人等は、不服審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、不服審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の写しの送付等)

第19条の4 不服審査会は、第19条又は前条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

- 2 審査請求人等は、不服審査会に対し、不服審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を不服審査会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、不服審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるととき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。
- 3 不服審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聽かなければならない。ただし、不服審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 4 不服審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の滝沢市行政情報公開条例第11条から第12条まで、第15条及び第19条から第19条の4までの規定は、この条例の施行の日以後にされる公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求について適用し、同日前にされた公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

滝沢市行政情報公開条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 後
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 略 (2) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者及び議会をいう。 (3) 略 (行政情報の公開をしないことができる場合) 第9条 実施機関は、公開の請求に係る行政情報に、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されているときは、当該行政情報の公開をしないことができる。 (1)～(6) 略 (7) 実施機関 (市長及び水道事業管理者を除く。) 並びに市の執行機関の附属機関及びこれに類するもの（以下「合議制機関等」という。）の会議に係る情報であって、当該合議制機関等の公正又は円滑な議事運営を確保するために当該合議制機関等の議事運営に関する規程又は議決によりその全部又は一部について公開をしない旨を定めているもの及び公開をすることにより当該合議制機関等の公正又は円滑な議事運営が損なわれるおそれがあると認められるもの (8)・(9) 略 2 略 <u>(不服申立て)</u> 第11条 請求者は、この条例による処分に不服があるときは、 <u>行政不服審査法（昭和37年法律第160号）</u> の規定に基づき、 <u>不服申立て</u> をすることができる。	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 略 (2) 実施機関 市長、教育委員会、議会、監査委員、農業委員会、選挙管理委員会、固定資産評価審査委員会及び上下水道事業管理者の権限を行う市長をいう。 (3) 略 (行政情報の公開をしないことができる場合) 第9条 実施機関は、公開の請求に係る行政情報に、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されているときは、当該行政情報の公開をしないことができる。 (1)～(6) 略 (7) 実施機関 (市長及び上下水道事業管理者の権限を行う市長を除く。) 並びに市の執行機関の附属機関及びこれに類するもの（以下「合議制機関等」という。）の会議に係る情報であって、当該合議制機関等の公正又は円滑な議事運営を確保するために当該合議制機関等の議事運営に関する規程又は議決によりその全部又は一部について公開をしない旨を定めているもの及び公開をすることにより当該合議制機関等の公正又は円滑な議事運営が損なわれるおそれがあると認められるもの (8)・(9) 略 2 略 <u>(審査請求)</u> 第11条 請求者は、この条例による処分に不服があるときは、 <u>行政不服審査法（平成26年法律第68号）</u> の規定に基づき、 <u>審査請求</u> をすることができる。 <u>(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)</u> 第11条の2 第7条第1項の規定による公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、 <u>行政不服審査法第9条第1項の規定は、適用しない。</u> <u>(不服審査会への諮問)</u> 第12条 第7条第1項の規定による公開決定等又は公開請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、不服審査

現 行	改 正 後
<p>不服申立てを却下するとき。</p> <p>(2) 不服申立てに係る行政情報の公開をしない旨の決定を取り消すとき。</p>	<p>会（第15条に規定する不服審査会をいう。同条を除き、以下同じ。）に諮問しなければならない。</p> <p>(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合</p> <p>(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政情報の全部を開することとする場合（当該行政情報の公開について、第三者から反対の意思を表明されている場合を除く。）</p>
<p>2 実施機関は、前項の諮問に対する答申を受けたときは、その答申を尊重して、速やかに、当該不服申立てについての決定又は裁決を行わなければならない。</p> <p>（設置）</p> <p>第15条 第12条第1項及び滝沢市個人情報保護条例（平成9年滝沢村条例第9号。以下「個人情報保護条例」という。）第25条第1項の諮問に応じて審査を行わせるため、市長の附属機関として滝沢市行政情報公開・個人情報保護不服審査会（以下「不服審査会」という。）を置く。</p>	<p>2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えなければならない。</p> <p>3 実施機関は、第1項の諮問に対する答申を受けたときは、その答申を尊重して、速やかに、当該審査請求についての裁決を行わなければならない。</p> <p>（設置）</p> <p>第15条 第12条第1項及び滝沢市個人情報保護条例（平成9年滝沢村条例第9号。以下「個人情報保護条例」という。）第25条第1項の諮問に応じて審査を行わせるため、市長の附属機関として滝沢市行政情報公開・個人情報保護不服審査会を置く。</p>
<p>（意見等の聴取等）</p> <p>第19条 不服審査会は、第15条の審査を行うため必要があると認めるときは、不服申立人、実施機関の職員その他の関係者に対し質問を発し、又は意見の陳述、必要な書類の提出若しくは説明を求めることができる。</p>	<p>（不服審査会の調査権限）</p> <p>第19条 不服審査会は、審査請求に係る事件に關し、審査請求人、参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。次条第2項において同じ。）又は実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求める事、適當と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求める事その他必要な調査をすることができる。</p>
<p>（意見の陳述）</p> <p>第19条の2 不服審査会は、審査請求人等から申立てがあつたときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、不服審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。</p>	<p>2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、不服審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。</p>
<p>（意見書等の提出）</p> <p>第19条の3 審査請求人等は、不服審査会に對し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、不服審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたとき</p>	

現 行	改 正 後
	<p>は、その期間内にこれを提出しなければならない。</p> <p>(提出資料の写しの送付等)</p>
	<p><u>第19条の4 不服審査会は、第19条又は前条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。</u></p>
	<p>2 審査請求人等は、不服審査会に対し、不服審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を不服審査会が定める方法により表示したもの）を求めることができる。この場合において、不服審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。</p>
	<p>3 不服審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、不服審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。</p>
	<p>4 不服審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。</p>

諮問第2号

行政不服審査法等の施行に伴う滝沢市個人情報保護条例の一部改正案について

行政不服審査法等の施行に伴う滝沢市個人情報保護条例の一部改正をすることについて、次のとおり滝沢市行政情報公開・個人情報保護運営審議会の意見を求めるものとする。

平成28年1月29日提出

滝沢市長 柳 村 典 秀

行政不服審査法等の施行に伴う滝沢市個人情報保護条例の一部改正案

(別紙)

滝沢市個人情報保護条例の一部改正（案）

滝沢市個人情報保護条例（平成9年滝沢村条例第9号）の一部を次のように改正する。

目次中「（第24条・第25条）」を「（第24条－第25条）」に改める。

第24条の見出しを「（審査請求）」に改め、同条中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第24条の次に次の1条を加える。

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第24条の2 第19条第1項の規定による開示決定等、訂正決定等、削除決定等、中止決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求、削除請求、中止請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法第9条第1項の規定は、適用しない。

第25条の見出しを「（不服審査会への諮問）」に改め、同条第1項を次のように改める。

第19条第1項の規定による開示決定等、訂正決定等、削除決定等、中止決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求、削除請求、中止請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、滝沢市行政情報公開条例第3章に規定する滝沢市行政情報公開・個人情報保護不服審査会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の全部を開示することとする場合（当該個人情報の開示について、第三者から反対の意思を表明されている場合を除く。）
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の訂正又は個人情報（特定個人情報を除く。）の削除若しくは中止をすることとする場合
- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る特定個人情報（情報提供等記録を除く。）の利用停止をすることとする場合

第25条第2項中「前項」を「第1項」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定又は」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、滝沢市個人情報保護条例第25条第1項第4号の改正規定（情報提供等記録に関する部分に限る。）は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の滝沢市個人情報保護条例第24条から第25条までの規定は、この条例の施行の日以後にされる開示決定等、訂正決定等、削除決定等、中止決定等、利用停止決定

等又は開示請求、訂正請求、削除請求、中止請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求について適用し、同日前にされた開示決定等、訂正決定等、削除決定等、中止決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求、削除請求、中止請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

滝沢市個人情報保護条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 後
目次	目次
第1章～第3章 略	第1章～第3章 略
第4章 救済の手続（第24条・第25条）	第4章 救済の手続（第24条—第25条）
第5章・第6章 略	第5章・第6章 略
附則	附則
（不服申立て）	（審査請求）
第24条 請求者は、この条例による処分に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づき、不服申立てをすることができる。	第24条 請求者は、この条例による処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づき、審査請求をすることができる。 （審理員による審理手続に関する規定の適用除外）
（不服申立てがあった場合の手続）	（不服審査会への諮問）
第25条 実施機関は、前条の不服申立てがあった場合は、次に掲げるときを除き、速やかに、滝沢市行政情報公開条例第3章に規定する滝沢市行政情報公開・個人情報保護不服審査会に諮問しなければならない。 (1) 不適法であることを理由として不服申立てを却下するとき。 (2) 不服申立てに係る行政情報の公開をしない旨の決定を取り消すとき。	第25条 第19条第1項の規定による開示決定等、訂正決定等、削除決定等、中止決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求、削除請求、中止請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法第9条第1項の規定は、適用しない。 （不服審査会への諮問） 第25条 第19条第1項の規定による開示決定等、訂正決定等、削除決定等、中止決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求、削除請求、中止請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があつたときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、滝沢市行政情報公開条例第3章に規定する滝沢市行政情報公開・個人情報保護不服審査会に諮問しなければならない。 (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合 (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の全部を開示することとする場合（当該個人情報の開示について、第三者から反対の意思を表明されている場合を除く。） (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の訂正又は個人情報（特定個人情報を除く。）の削除若しくは中止をすることとする場合 (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る特定個人情報（情報提供等記録を除く。）の利用停止をすることとする場合 2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添え

現 行	改 正 後
2 実施機関は、 <u>前項</u> の諮問に対する答申を受けたときは、その答申を尊重して、速やかに、当該 <u>不服申立て</u> についての <u>決定</u> 又は <u>裁決</u> を行わなければならない。	<u>てしなければならない。</u> 3 実施機関は、 <u>第1項</u> の諮問に対する答申を受けたときは、その答申を尊重して、速やかに、当該 <u>審査請求</u> についての <u>裁決</u> を行わなければならない。